

『くっしー号』だより 第12号



発行者：根小屋地区乗合タクシー利用促進協議会
発行：令和6年3月

新規停留所(土沢地区165番)を 設置します！(令和6年4月1日～)

かねてより地域から要望があり、関係機関との協議等を行い、この度、停留所の新設に至りました。

今後とも「くっしー号」の運行が継続されるよう、皆様の積極的なご利用をお願いいたします。

※ なお、停留所の設置等については、一定の条件があります。



いまさらだけど…

「くっしー号」ってなあに???



くっしー号が運行する前には、根小屋方面循環バス路線が運行していました。
このバス路線は、片回り運行のため利用しにくいことや道路が狭いことによりバス車両が通行できないなどの課題がありました。

そこで、平成24年2月に沿線自治会や老人会等を中心とした「根小屋循環線見直し検討委員会」が組織され、運行内容の見直しに向け検討を重ねた結果、根小屋方面循環バス路線を廃止して、平成26年4月1日から市委託事業者による「根小屋地区乗合タクシー実証運行」が開始されました。

1年間の実証運行の結果、利用実績が運行継続条件（※）を満たしたことから、平成27年4月1日から本格運行に移行し、現在に至っています。

なお、本格運行後も、運行継続条件を満たさない場合は、運行内容などを見直すこともありますので、引き続き皆さまの積極的なご利用をお願いいたします。

また、地域の方々に愛着を持っていただくため、平成29年に利用促進活動のひとつとして、より親しみやすく呼びやすい愛称の募集を行い、たくさんの応募の中から、愛称が「くっしー号」に決定しました。

実証実験の開始から、令和6年度で10年目を迎える「くっしー号」。
ぜひ、覚えて、乗ってみてください！！

（※）運行継続条件

「稼働した便の1便あたりの輸送人員が1.5人以上であること」かつ

「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上であること」

『くっしー号』を利用したことはありますか？

車を手放したら…運転免許証を返納したら…どうやって移動しますか？

そんなときのために、いま “くっしー号”を利用してみませんか？

運行エリアや時刻表など詳しくは、津久井まちづくりセンター
(☎042-780-1403)までお問合せください♪

乗合タクシーの制度に関するお問い合わせ

相模原市交通政策課（電話：042-769-8249）

本チラシ・「くっしー号」のご利用に関するお問い合わせ

相模原市津久井まちづくりセンター（電話：042-780-1403）